

## Ⅱ. 広報関係



## Q&A

Q1. どうして第2子以降の3～5歳の子が対象なの？

A1. 多子世帯の負担軽減に配慮しつつ、一般に保育所又は幼稚園に子どもが共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること、2歳までの子どもには、別途、児童手当制度において乳幼児加算が行われていることなどを総合的に考慮したものです。

なお、今回の対象とならない子どもであっても、児童手当や定額給付金の対象となりえます。

Q2. わが家はおじいちゃんと一緒に住んでいて、世帯主はおじいちゃんです。この場合の支給先は親のわたしになるのでしょうか？

A2. 子育て応援特別手当は、子の親か否かにかかわらず、世帯主に支給します。この場合ですと、世帯主のおじいちゃんが支給先となります。

Q3. 子育て応援特別手当は課税対象になるの？

A3. 子育て応援特別手当の所得税・個人住民税上の取り扱いは一時所得とされます。これには50万円の特別控除額があるため、他に一時所得がない場合には、課税されません。

Q4. 申請期限を過ぎてしまったらどうなるの？

A4. 子育て応援特別手当は申請により支給されます。申請期限は受付開始日から6ヶ月となっていますので、忘れずに申請をしてください。もし、申請期限までに申請がなかった場合は、辞退とみなされることとなります。

Q5. 子育て応援特別手当はこれから毎年支給されるの？

A6. 子育て応援特別手当は、「生活対策」に基づくものであり、定額給付金と同じように、平成20年度限りの措置です。

Q6. 子育て応援特別手当を受け取ると、定額給付金は受け取れなくなるの？

A6. 子育て応援特別手当と定額給付金は、どちらも政府の「生活対策」に盛り込まれたものです。それぞれ趣旨・目的が異なりますので、同時に受け取れます。

その他ご不明な点は  
お住まいの市町村にお問い合わせください。

厚生労働省HPにも関係する情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/index.html>



子育て応援特別手当を受けるためには、申請が必要です！



お問い合わせ先



厚生労働省・都道府県・市町村

# 子育て応援特別手当とは

## 目的

子育て応援特別手当は、平成20年10月30日に決定された「生活対策」の一環です。

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり3万6千円を支給します。

## 対象となる子ども

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども（具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども）であって、第2子以降の子どもが対象となります。

- ※第2子の判定は、18歳以下の子ども（具体的には生年月日が平成2年4月2日以後の子ども）の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。
- ※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

## 手当の額

対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。手当の支給は、1回払いとなります。

## 申請の手続き

手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主が、住所地の市町村に対して申請を行っていただく必要があります。

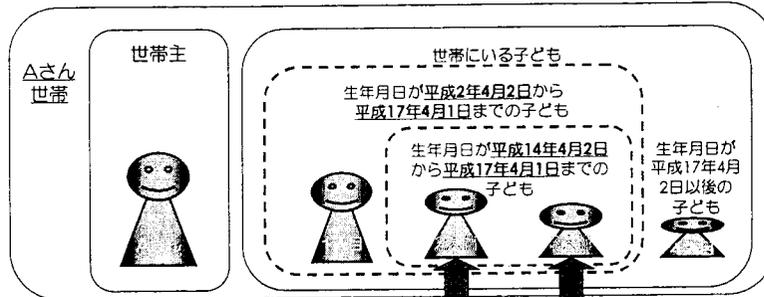
手当の受け取りは、原則として、口座振込みとなります。

手当の申請受付の開始は、各市町村により異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

申請期限は受付開始から6ヶ月となっています。対象となる方は、忘れずに申請をして下さい。

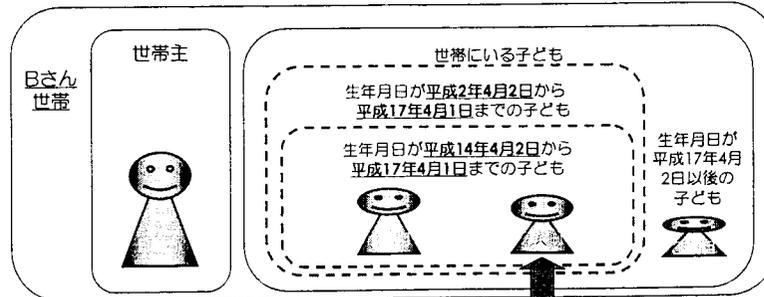
- ※申請の際には、ご本人の確認をさせていただきますので、運転免許証、住基カード、パスポート、外国人登録証明書などをお持ちください。
- ※振込み口座の氏名と番号を確認するため、申請書には通帳の写しを添付してください。
- ※ゆうちょ銀行を振込先とする場合には、通帳の記号・番号を記入することになります。

子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）



Aさんへの子育て  
応援特別手当  
3.6万円×2人=  
**7.2万円**

手当の対象となる子ども



Bさんへの子育て  
応援特別手当  
3.6万円×1人=  
**3.6万円**

手当の対象となる子ども

# 子育て応援特別手当 申請書

市区町村受付印

市区町村長 殿

世帯主

氏名		生年月日	性別	住所		
明治 大正 昭和 平成			男・女	電話 ( )		
受取方法	金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナ)	
1 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 2 ゆうちょ銀行 3 窓口	銀行 金融 信託 信託 信託 信託	支店コード	1 普通 2 定期			
ゆうちょ銀行を選択された場合には、 口座通帳の見附書きまたは 支店コード一栏に印刷された 記号・番号をお書きください。			記号(印刷されている場合)	番号(印刷されている場合)		

1 同居する子ども(イ)に該当する子どもについて年齢の高い順にお書きください。

氏名	続柄	生年月日	扶養する者の氏名	扶養する者との続柄
1人目		平成 . .		
2人目		平成 . .		
3人目		平成 . .		
4人目		平成 . .		
5人目		平成 . .		
6人目		平成 . .		

□に該当する子どもは1人目となる場合に、同じ方に扶養される子どもの中では第2子以降に該当するときはお書きください。その場合は、扶養されていることを証する書類(医療保険給付検査証明書又は扶養控除申告書など)の写しを添付してください。

□に該当する子どものうち、第2子以降の子ども数  人

2 別居する子ども(ロ)に該当する子どもについてお書きください。

氏名	生年月日	扶養する者の氏名	扶養する者との続柄	住所
	平成 . .			

イ 生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

ロ 生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

- 子育て応援特別手当の受領等に関して、支給資格の有無及び所得状況等について公簿で確認することに同意します。
- 公簿等で確認ができない場合は、関係書類の提出を行います。
- 当該申請に係る世帯主の所得が〇市区町村子育て応援特別手当支給事業実施要綱第〇条に定める所得を超えていたことが判明した場合には子育て応援特別手当の返還に応じます。

上記の事項に同意の上、子育て応援特別手当を申請します。

平成 年 月 日

申請者氏名  ?

\* 記名押印に代えて署名することができます。

代理人	氏名	生年月日	性別	住所
	明治 大正 昭和 平成		男・女	電話 ( )

上記の者を世帯主の代理人と認め、子育て応援特別手当の申請を委任します。

平成 年 月 日

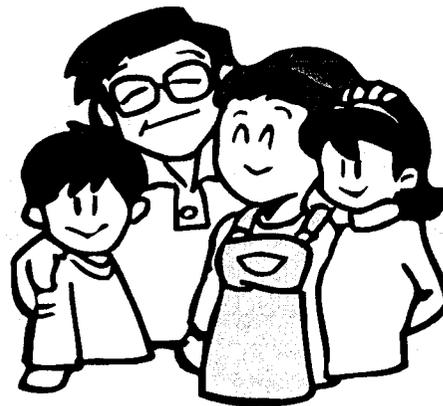
世帯主氏名  ?

\* 記名押印に代えて署名することができます。

# 生活対策 子育て応援 特別手当

子育て応援特別手当 関係資料  
H21.2.27 資料5-1②

子育て応援特別手当を受けるためには、申請が必要です！



ご不明な点は  
お住まいの市町村に  
お問い合わせください。

お問い合わせ先

厚生労働省HPにも関係する情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/index.html>



厚生労働省・都道府県・市町村

# 子育て応援特別手当とは

## 目的

子育て応援特別手当は、平成20年10月30日に決定された「生活対策」の一環です。

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり3万6千円を支給します。

## 対象となる子ども

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども（具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども）であって、第2子以降の子どもが対象となります。

※第2子の判定は、18歳以下の子ども（具体的には生年月日が平成2年4月2日以後の子ども）の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しが必要となります。

## 手当の額

対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。手当の支給は、1回払いとなります。

## 申請の手続き

手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主が、住所地の市町村に対して申請を行っていただくことが必要です。

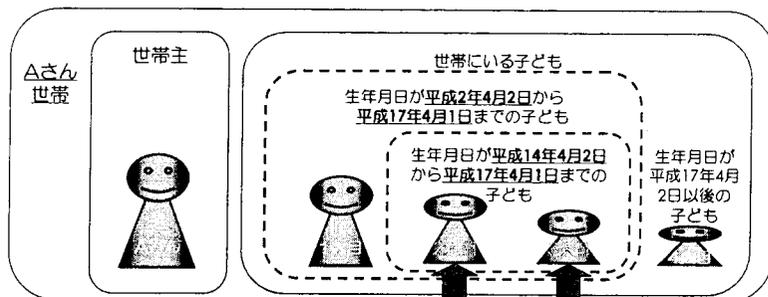
手当の受け取りは、原則として、口座振込みとなります。

手当の申請受付の開始は、各市町村により異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

申請期限は受付開始から6ヶ月となっています。対象となる方は、忘れずに申請をして下さい。

※申請の際には、ご本人の確認をさせていただきますので、運転免許証、住基カード、パスポート、外国人登録証明書などをお持ちください。  
※振込み口座の氏名と番号を確認するため、申請書には通帳の写しを添付してください。  
※ゆうちょ銀行を振込先とする場合には、通帳の記号・番号を記入することになります。

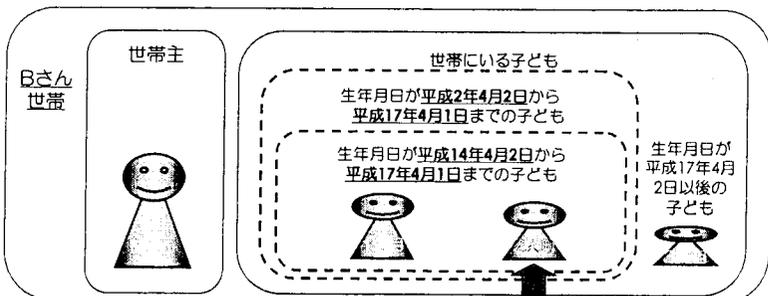
### 子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）



Aさんへの子育て  
応援特別手当

3.6万円×2人＝

7.2万円



Bさんへの子育て  
応援特別手当

3.6万円×1人＝

3.6万円

# 子育て応援特別手当

多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、  
対象となる世帯に子育て応援特別手当を支給します  
平成20年度の緊急措置です

## 対象は

生年月日が  
平成14年4月2日から平成17年4月1日まで  
に該当する第2子以降の子ども

## 受取方

世帯主からの申請により  
対象となる子ども1人あたり **3万6千円** を  
支給します

申請の受付は、○月○日から△月△日までです



**申請をお忘れなく！**

〇〇役場〇〇課へ  
子育て応援特別手当申請書を  
ご提出ください

【申請の際にご本人の確認をさせていただきます】

お問合せは、〇〇役場〇〇課まで

 厚生労働省・都道府県・市町村

子育て応援特別手当の当面の政府広報について（予定）

I テレビ

○「キク!みる!」(5分程度)

3月13日(金)	22時52分	フジテレビ
3月19日(木)	21時54分	関西テレビ

○「ご存じですか〜くらしナビ最前線〜」(5分程度)

3月20日(金)	11時25分	札幌テレビ 青森放送 テレビ岩手 宮城テレビ 秋田放送 山形放送 福島中央テレビ 日本テレビ テレビ新潟 北日本放送 テレビ金沢 山梨放送 テレビ信州 中京テレビ 静岡第一テレビ 読売テレビ 日本海テレビ 西日本放送 広島テレビ 山口放送 四国放送 南海放送 高知放送 福岡放送 長崎国際テレビ 熊本県民テレビ テレビ大分 鹿児島読売テレビ 沖縄テレビ
	11時40分	福井放送 テレビ宮崎

II ラジオ(定額給付金と併せて実施)

○「中山秀征のBeautiful Japan」(30分程度)

3月14日(土)	8時00分	FM徳島 FM愛媛 FM佐賀
	8時30分	FM岩手 FM静岡 kiss-FM神戸
	9時00分	FM新潟 FM福井
	9時30分	FM山形 FM福島 FM東京 FM栃木 FM群馬 FM富山 FM石川 FM長野 岐阜FM放送 FM愛知 FM三重 FM滋賀 FM大阪 FM山陰 FM岡山 広島FM放送 FM山口 FM香川 FM高知 FM福岡 FM長崎 FM熊本 FM大分 FM鹿児島 FM沖縄
	12時00分	FM宮崎
3月15日(日)	8時00分	FM青森
	8時30分	FM仙台
	9時30分	FM北海道 FM秋田

○「栗村智のHAPPY!ニッポン!」(30分程度)

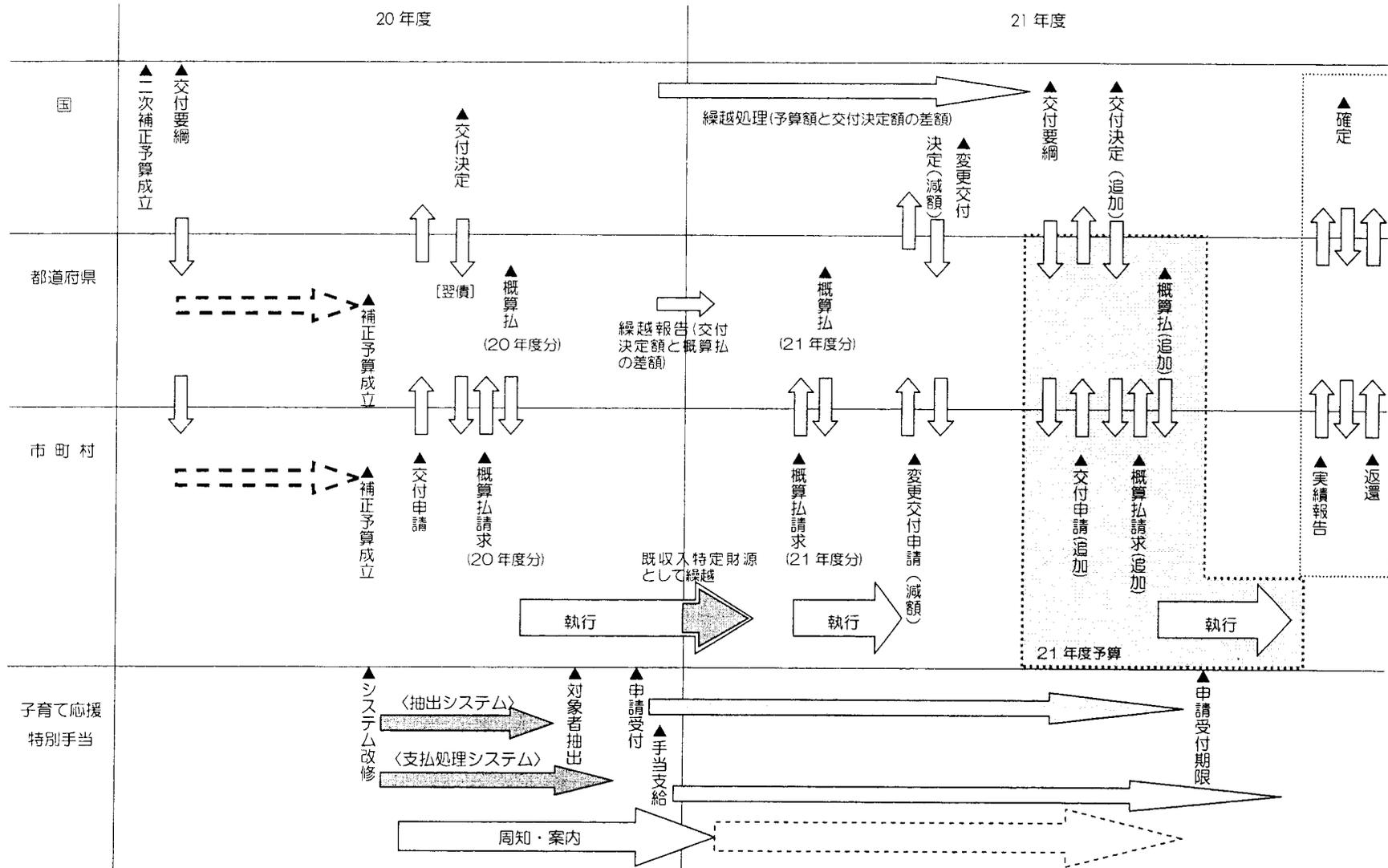
3月21日(土)	7時00分	ニッポン放送
3月22日(日)	6時30分	朝日放送
	7時30分	東北放送
	8時00分	STVラジオ放送 新潟放送 中国放送 ラジオ沖縄
	8時30分	西日本放送
	9時30分	九州朝日放送
	10時30分	東海ラジオ放送

### Ⅲ. その他



# 子育て応援特別手当に係る資金の流れ〈イメージ〉

子育て応援特別手当 関係資料  
H21.2.27 資料6





厚生労働省発雇児第0128002号

平成21年1月28日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官

平成20年度子育て応援特別手当交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成20年度子育て応援特別手当交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。

なお、本要綱の施行日については、別途通知する。

また、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知につき、配慮願いたい。

別 紙

平成20年度子育て応援特別手当交付金交付要綱

(通 則)

- 1 子育て応援特別手当交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）を実施主体として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第2子以降の子に対し、子育て応援特別手当を支給することにより、子育て家庭に対する生活安心の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、平成21年1月28日雇児発第0128001号雇用均等・児童家庭局長通知「子育て応援特別手当の実施について」の別添「子育て応援特別手当交付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき、市町村が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、支給要領の第1の2に定める支給対象となる子の人数に3万6千円を乗じて得た額とする。

(交付金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速

やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これをとりまとめるうえ別紙様式3による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (3) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに都道府県知事に提出して行わなければならない。
- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これをとりまとめるうえ別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (3) 指定都市及び中核市の市長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 10 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 1 1 特別の事情により4、7、8及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

子育て応援特別手当交付金調書

平成 年度  
厚生労働省所管 一般会計

(自治体名)

国		地方公共団体								備考
		歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算額	決算額	科目・	予算額	うち交付金相当額	決算額	うち交付金相当額	
(組織) 厚生労働本省 (項) 地域子育て支援対策費 (目) 子育て応援特別手当交付金	円		円	円		円	円	円	円	

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 本交付金に係る歳出予算額の繰越が行われた場合において、翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金調書の作成は、本表に準じて記載すること。

(別紙様式2)

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成20年度子育て応援特別手当交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業
- 2 交付申請額 金\*\*\*\*\*円
- 3 支給対象となる子の数 人
- 4 歳出歳入予算書抄本

(別紙様式3)

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成20年度子育て応援特別手当交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業
- 2 交付申請額 金\*\*\*\*\*円
- 3 交付申請額内訳表（別表）

(別表)

交 付 申 請 額 内 訳 表

市町村名	支給対象 となる子の数	交付申請額 (支給対象となる子の数 ×36,000円)
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
(合 計)	人	円

(別紙様式4)

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成20年度子育て応援特別手当交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業

2 確定を受けようとする額（要国庫補助額）

金\*\*\*\*\*円

3 支給対象となる子の数 人

4 支給開始年月日 年 月 日

5 事業完了年月日 年 月 日

6 歳出歳入決算書（又は見込み書）抄本

(別紙様式5)

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成20年度子育て応援特別手当交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業
- 2 実績報告額内訳表（別表）

(別表)

実績報告額内訳表

市町村名	支給対象 となる子の数 a	要国庫補助額 (a × 36,000円) b	交付決定額	受入額 c	差引過△不足額 c - b	支給開始年月日	事業完了年月日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
(合計)	人				円		